

会議録

会議の名称	令和5年度第1回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会	
開催日時	令和5年10月13日(金) 午前9時30分開会・午前11時00分閉会	
開催場所	市庁舎B棟5階 第三委員会室	
議長氏名	入間市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長 手塚宣夫	
出席委員氏名	安部仁 委員 齊藤俊明 委員 幸森康夫 委員 手島吉紀 委員 高山勇 委員 夏井正明 委員 手塚宣夫 委員 三木敏正 委員 星野ふみ子 委員	
欠席委員氏名	倉島安司 委員	
説明者氏名	事務局総務課	主査 鈴木立信
会議次第 (公開・非公開の別)	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・委嘱状交付 ・会長あいさつ ・会議の公開・非公開の決定 ・会議録署名委員の指名 ・議事(公開) 1 【報告事項】改正個人情報保護法への対応等について 2 【報告事項】個人情報等に関する内部監査結果報告について 3 【報告事項】令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 4 その他 ・閉会(公開) 	
傍聴者数	1人	

会議録

配 布 資 料	・令和5年度第1回入間市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 ・令和5年度第1回情報公開・個人情報保護運営審議会 会議資料 ・令和5年度入間市情報公開・個人情報保護運営審議会 年間日程 ・入間市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・入間市個人情報の保護に関する法律施行細則
事務局職員 職 氏 名	総務部部長 浅見 泰志 総務課長 武藤 誠 総務課主幹 町田 秀紀 総務課主査 鈴木 立信
会議録作成方法	要点筆記
議事の概要（経過）・決定事項	
<p>1 委嘱状交付（1名） 選出団体での役員の交代により、自治会関係者として三木委員を新たに委嘱する。</p> <p>2 会長挨拶、会議録署名委員の決定 本日の議事録署名人は、手島 吉紀 委員とする。</p> <p>3 会議の公開・非公開の決定 公開</p> <p>4 議事 (1) 改正個人情報保護法への対応等について (2) 個人情報等に関する内部監査結果報告について (3) 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について</p>	

会 議 錄

発言者／(回答者)	発 言 内 容
手 塚 会 長 (事務局 鈴木)	<p>【報告事項】</p> <p>1 改正個人情報保護法への対応等について 「報告事項 改正個人情報保護法への対応等について」を議題とする。 事務局より内容の報告を願う。</p> <p>府内説明会、個人情報ファイル簿の作成及び入間市個人情報の取扱いに関する管理規程について等の対応について説明。</p>
夏 井 委 員 (事務局 鈴木)	<p>パスワードの変更というのはどれぐらいの頻度で行う予定なのか教えてほしい。</p> <p>パスワードについては、情報システムを使って定期的に更新をする指示が自動的に出てくるようになっている。また、基幹系システムである税、福祉業務には、パスワードに加え、静脈認証機能がついており安全管理している。</p>
手 島 委 員 (事務局 鈴木)	<p>入間市個人情報の取扱いに関する管理規程 11条のアクセス制限についてはどのようなものか。アクセスする職員を明示しているか。</p> <p>この後に説明させていただく内部監査の中でも、情報セキュリティポリシーというものがある。アクセス制限について、基幹業務については静脈を登録する措置となっているため、業務を扱わない職員は、アクセスができないようになっている。各課のシステムについてはそもそも登録をしなければログインできない措置となっている。</p>
手 島 委 員 総務課長	<p>システム化されているのはいいが、紙もあると思う。そういうものは、アクセス権限を持つ者が分かるように明示されているようになっているのか。</p> <p>マイナンバーを取扱う業務については、権限を持つ者を列記して、表示している。ただ、個人情報についてはそこまで厳しく列記していないので表にしておらず、各保護管理者の管理権限の裁量の範囲となっている。何かガイドラインを設けないといけないと考える。</p>
手 島 委 員 (事務局 鈴木)	<p>その権限ありなしを証明するとなったとき、課長の頭の中にあるでは心配がある。もう1点、監査について定期または隨時と書いてあるが、この定期とはどの程度の頻度と考えているか。</p> <p>監査責任者は年1回監査をして報告する。</p>
三 木 委 員 (事務局 鈴木)	<p>個人情報のファイル簿一覧の件について質問したい。4ページの高齢者支援課の中で、整理番号が06-021で、老人クラブという表現があるが、今年の4月からは、健康推進クラブ連合会と名前を変えているが、そのことでよいか。</p> <p>こちらは3月に作成したものなので、更新が漏れている可能性があるため、高齢者支援課に確認させていただく。</p>

会議録

三木委員 (事務局 鈴木)	この記載は、老人クラブ会員となっているが、役員じゃなく会員か。高齢者支援課が作成しているものなので確認する。ただ、個人情報ファイル簿として公開されているものなので基本的には1,000人以上のものとなっており、会員全員のファイルと考えられる。
三木委員 (事務局 鈴木)	もう1点。民生委員や保護司のファイル簿は作成していないのか。ファイル簿の作成は、1,000人以上が基準なので、その人数を超えていないなら、個人情報ファイル管理簿の方に入っていると考えられる。
齊藤委員 (事務局 鈴木)	3ページの総務部収税課で、02-010、02-011の題名が滞納管理情報ファイルとなっており同じ題名である。誤りではないか。5ページのスポーツ推進課、08-020が体育施設の利用者情報管理ファイル、21も同じである。情報管理ファイルで、22と23、一つは情報管理で、一つは登録管理であり、登録の間違いと想定される。確認をお願いしたい。資料作成した時に間違えた可能性がある。確認させていただく。最初の個人情報ファイル簿の一覧の資料3ページ、収納管理情報ファイルというのは正しく、02-010につきましてこちらが滞納管理情報ファイル、収納と滞納が別だった。02-011が滞納管理情報ファイルではなく、口座振替管理情報ファイルが正しい。また、ご指摘があったように08-021は、利用者登録管理ファイルである。差し替え変更したものをご郵送させていただく。
齊藤委員 (事務局 鈴木)	2ページの(2)の最後の方の文章で、個人情報ファイル簿、個人情報ファイル管理簿について見直しを行うよう依頼する必要があるとの記載については、見直す内容を教えてほしい。
齊藤委員 (事務局 鈴木)	見直しに関しては、監査とは別に行っていくことを考えている。全庁の掲示板で見直し依頼をする形で実施していきたい。見直しの依頼について、本人の数が増えていないか、そもそもこの業務を扱っているのか、行っていないのであれば業務は何月何日に廃止したのか管理をしていこうと考えている。何人から管理簿に載せているのか、1人でも個人情報を集めたファイルがあれば対象にしているか。会員名の抹消もやっているか。そうすると、抹消して1,000人以下になった場合は、ファイル簿から管理簿になるのか。
齊藤委員 (事務局 鈴木)	1点目の対象数については1人でも把握する必要があるため、作成している。もう1点、1,000人以上だったものが1,000人未満になれば公開の対象ではなくなるが管理する必要はある。私も課題と思っているが、少なくなるのは担当課としても、なかなか把握が困難な部分もある。人数が変更になったことによって、公表しなくなるということであれば、本人の数を直していくだけで、備考欄等で具体的に記述をし、運用していくことを想定している。
齊藤委員	今の説明でファイルから管理簿の方に移る場合、見直しを行う際、名前は把

会議録

	握しにくいという話であったため、その点留意して見直していただきたい。対象団体から把握してもらうとよりよいと思う。
夏井委員 (事務局 鈴木)	3ページの市民生活部の人権推進課に、人権相談のファイルは入らないか。おそらく人権相談は件数が1,000人を超えないでこちらに載らない。消費生活につきまして、入間市として消費生活センターをかなり周知しており、年間1,000件超えるため、掲載していると想定している。
手島委員 (事務局 鈴木)	個人情報ファイル簿と個人情報ファイル管理簿について、公開以外で管理上の違いはあるか。個人情報保護に関する規定はすべて同一か。この規定で管理上の監査も全部やるのか。
高山委員 (事務局 鈴木)	管理規程については個人情報の扱いというところになるので、公開しているか公開しないかという点で差はない。監査の対象にもなる。 先ほど滯納管理ファイル情報ファイルについて、ホームページで見たら口座振替管理情報ファイルとなっているが、そこをクリックして、実際の個票を見たら、滯納管理情報ファイルとなっている。修正をお願いしたい。 令和4年度まで、この審議会で取り扱っていた情報の具体的な内容や目的がファイル簿に列記されていることで、全市民に知らしめる意味では、ホームページの公開は、価値があると思う。審議会の委員はそういったものをチェックする役割があるのか。色々な疑問が湧いたときに、当審議会なり、意見具申することが可能なのか、ダイレクトに事務局に言えば済むことなのか。 資料の修正はすぐに対応させていただく。内容についてもご指摘をいただきたい。市民の目線でわかりにくいところ、不要なところ、間違っているところ、意見聴取のような形で、ご指摘をいただき適切に直させていただきながら、保護水準を高めたい。
齊藤委員 (事務局 鈴木)	3ページの上から3つ目で、003で令和2年度特別定額対象者一覧と書いてあるが、給付が抜けてている。 修正したものを公表する。
	【報告事項】
手塚会長 (事務局 鈴木)	2 個人情報等に関する内部監査結果報告について 「報告事項 個人情報等に関する内部監査結果報告について」を議題とします。事務局より内容の報告をお願いします。 個人情報等に関する内部監査結果報告について説明。
三木委員 (事務局 鈴木)	3年で全課を実施する方式について、方式の指定等、指示があったか。
三木委員 (事務局 鈴木)	この3年で全課というのは、ある意味、入間市の独自のルールである。 わずか1ヶ月間で終わったなら、また別の月にやればいいと考えた。3年ではなく、1年ですべての職場の監査ができるのではないか。
	総務課、情報政策課の合同で行っているもので、すべての課を見るのは限ら

会議録

	れる時間、人員の中で難しい。この監査は、まず聞き取りを行った後に職場を見に行き、2時間半程度を要する。そのためすべての課を見るのがなかなかできていない。ただ、いただいた貴重な意見として情報政策課の方にも伝えていきたい。
手島委員 (事務局 鈴木)	17ページ、研修資料の確認と確認テストについて実施率を教えてほしい。すべての課から実施した報告をもらっている。ただ、休職者、実際その期間いない職員については実施ができない。
手島委員 (事務局 鈴木)	もう一つこの実地監査の件と、先ほど質問した監査とは別物か。
手島委員 (事務局 鈴木)	同一である。この監査に規定しているものをこちらの内部監査で実施している。
手島委員 (事務局 鈴木)	年に1回じゃなく3年一回りということか。 実地監査自体は、その課に入るのは3年に1回。チェックシートは毎年全課で実施している。
手島委員 (事務局 鈴木)	別物と言ってよいと思う。実際のその年1回の監査も7月から8月にやるのか。定期的とあるが年1回がこの同じ時期にやるということか。
手島委員 (事務局 鈴木)	その通りである。実地監査の前にチェックシートを実施し、それにプラスアルファで、特定課の実地監査を行い、3年ですべての課を回るというような形である。
手島委員 (事務局 鈴木)	そういう監査の結果は、この審議会には報告いただけるのか。 情報セキュリティの関係も一緒に行っており、その内容が載っている報告書になる。今回の監査報告は情報化推進委員会、情報セキュリティ対策委員会に報告を行っている。具体的な内容になると、内部の具体的な記載があるため、すべて報告となると難しい。
手島委員 (事務局 鈴木)	監査した結果、個人情報保護の部分で満足いくレベルなのか、審議会として状況を知りたい。
手島委員 (事務局 鈴木)	実地監査や報告を求めたものについては基本的にサイバーセキュリティの関係で適切に管理がされていると報告されている。ただ個人情報については法改正が行われ、改正への対応はこれからも行う必要がある。報告書はサイバーセキュリティ、特定個人情報、個人情報というところを合わせた報告になっており、概ね適切には管理されていると思っている。
手島委員 総務部長	個人情報の保護の観点で監査を行っていることから、審議会としてはパソコンのセキュリティやパスワード等の部分について、保護されているのか気になる。今の状態は点数で言うと何点になるのか。
手島委員 総務部長	実際には点数を付けているわけではないが、分析結果として、個人情報の保護が適正にできているかどうか、監査の結果を基に報告ができるか検討させていただく。

会 議 錄

齊 藤 委 員	アクセスの権限、アクセスの範囲について、規定を見ると、副市長が総括保護責任者になり、担当課長が副責任者になり、担当課長がそれぞれの職員にどこまでアクセスしていいか範囲を決める。それが適切だったかを監査して欲しい。個人情報が漏えいしないためのセキュリティがちゃんとできているか。1回権限与えたらそのまま権限が続くのか。それが適切かどうか。次長がその点を監査し、それを統括保護責任者で副市長に上げ市長が最終的に判断して、相対的に見て、監査の公表も、点数化し、不十分だった点についても具体的に報告してほしい。
(事務局 鈴木)	監査の方法、確認する内容については見直しが必要。今いただいた意見をもとに今後の監査の内容、アクセス権限等、その後の管理についても監査内容に付け加える。
幸 森 委 員	総括保護管理者が副市長で保護管理者が課長で、保護担当者というのが各課、システムはシステム管理者がいる。これをずっとこの規定に基づいて事業執行していくということになれば、全部100点になると想定する。外部の有識者という考え方はないのか。
(事務局 鈴木)	内部監査については限界があると思う。法の改正に伴い、個人情報保護委員会から指導監督を受ける立場になり、国と地方で上下の関係になっているので、審議会でご指摘をいただき適切な管理、監査を行っていきたい。個人情報保護委員会からも、3年に1回ぐらいには都市部については監査を行うと通知がきている。有識者については必要に応じて検討する。
安 部 委 員	2点ほどお聞きしたい。監査をする側の視点とは別に、監査される側になり、改めてチェックをすることが非常に重要である。監査する前にチェックリスト等を所管に出すと思うが、それを提供していただけないか。また、法に照らして、少々危惧があるレベルの問題点について、どう指摘をされていてその所管はどのように報告、対応を返しているのか。
(事務局 鈴木)	1点目のチェックリストは、情報政策課と調整し第2回の審議会の中でご報告をさせていただく。2点目の問題点があった場合は、今回監査の内容の指摘事項をその対象課に通知を行う。その通知に基づき改善報告書の提出を求めている。指摘内容を審議会で報告することについて情報政策課に審議会でこういう意見があったと報告をしておく。
安 部 委 員	その辺がわかると誤解もなくなり、安心もする。細かな情報を出していただきたい。
(事務局 鈴木)	今日いただいた意見をもとに、第2回の報告内容を検討する。
	【報告事項】
手 塚 会 長	3 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について 「報告事項 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について」

会議録

(事務局 鈴木)	を議題とする。事務局より内容の報告を願う。
齊藤委員	令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について説明。 22ページ、市民生活部で自己情報の不開示が2件あったことについて、請求者は把握されたくない情報があるとしたら、この不開示の結果は安心できるものなのか。
(事務局 鈴木)	今回の不開示については文書を特定するため、ある程度提出した申請書の期間を定める。その期間内では取られてない、そもそも申請書がないといったところで決定した内容となっている。
安部委員	部分開示・不開示に対して審査請求は出ているか。
(事務局 鈴木)	出でていない。個人情報、法人の利益に関する情報については黒塗りで原則出すので、今後審査請求をされるケースもあると思うが、令和4年度はなかった。
高山委員	情報公開請求が多いのがいいのか、少ないのがいいのか。積極的にホームページ等で情報を公開していれば少なくなるが、この制度を市民が多く利用した方がいいのか。それを踏まえ、市内に住所を有する者の人数が7件で件数が101件と圧倒的なパーセンテージを占めているが、これは特定の方が何度もやられるのか、ある利害関係者が一時に大量の請求をやっているのか教えていただきたい。
(事務局 鈴木)	件数が多いことがいいのかについては、ホームページ等で公開をすれば、そもそも開示請求をするまでもなく確認できるため、私の立場からすると公開し情報公開請求が減ればよいと考えている。市内に住所を有する方が、請求者7名で件数が多い件については、特定の方が多く開示請求をしていただいている。1回の請求でかなりの件数をやられる方も実際にいるため、人数は少ないが件数は多い現状となっている。
	【その他】
(事務局 鈴木)	令和5年度入間市情報公開・個人情報保護運営審議会の次回日程について説明。

～閉会～

会議録

議事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 5年/2月/3日

議長の署名

手塚 宣夫

議長が指名した者の署名

手島 三紀

